

原議保存期間	30年(令和32年3月31日まで)
有効期間	一種(令和32年3月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
殿

警察庁丙保発第6号
令和元年9月27日
警察庁生活安全局長

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行について(通達)
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第33号。別添参照。以下「改正府令」という。)が本日公布及び施行されたところであるが、その趣旨及び概要並びに運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 趣旨

近年の国際的なライフル射撃競技大会におけるライフル銃の使用実態やライフル射撃競技の関係団体からの意見等を踏まえ、専ら標的射撃の用途に供するライフル銃について、銃の全長に係る規制の見直しを行うものである。

2 概要

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。)第4条第1項第1号の許可を受けて所持する、専ら標的射撃の用途に供するライフル銃にあつては、銃の全長の下限を「93.9センチメートルを超えること」から「83.9センチメートルを超えること」に引き下げることとした。

3 運用上の留意事項

銃刀法第4条第1項第1号の許可を受けて所持するライフル銃のうち、標的射撃のみを用途とするものに限り、改正府令により改正された規定の対象となる。すなわち、同号の許可を受けてライフル銃を所持する場合、標的射撃の用途だけでなく、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途を兼ねて所持許可を受けることも可能であるが、当該許可を受けたライフル銃は改正府令により改正された規定の対象にならない点に留意すること。